

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

手続名	:	運送取次事業及び外国人等国際運送取次事業の料金の設定又は変更の届出
手続根拠	:	貨物運送取扱事業法第28条第1項、第37条 貨物運送取扱事業法施行規則第10条第1項
手続対象者	:	運賃及び料金を設定又は変更しようとする者（貨物運送取扱事業法施行規則第28条に該当する場合を除く。）
提出時期	:	当該運賃及び料金の実施予定日の30日前まで
提出方法	:	運賃及び料金の設定又変更届出書を作成し、下記へ提出してください。 ・自動車運送取次事業：陸運支局輸送課 ・鉄道運送取次事業：地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・内航海運運送取次事業：海運支局又は地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（兵庫県に係るものにあつては、神戸海運監理部運航部輸送課。沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・国内航空運送取次事業、国際航空運送取次事業、外航海運運送取次事業、外国人等国際航空運送取次事業、外国人等外航海運運送取次事業：総合政策局複合貨物流通課
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	貨物運送取扱事業法施行規則第29条、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
申請書様式	:	提出先へお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	:	提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

総合政策局複合貨物流通課	03 - 5253 - 8301
北海道運輸局貨物運送取扱事業課	011 - 290 - 2744
東北運輸局貨物運送取扱事業課	022 - 791 - 7532
新潟運輸局貨物運送取扱事業課	025 - 244 - 7579
関東運輸局貨物運送取扱事業課	045 - 211 - 7250
中部運輸局貨物運送取扱事業課	052 - 952 - 8039
近畿運輸局貨物運送取扱事業課	06 - 6949 - 6449
中国運輸局貨物運送取扱事業課	082 - 228 - 3438
四国運輸局貨物運送取扱事業課	087 - 835 - 6366
九州運輸局貨物運送取扱事業課	092 - 472 - 2530

沖縄総合事務局陸運第一課 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 6 1
神戸海運監理部輸送課 0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3
陸運支局輸送課及び海運支局 管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。
受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口：提出先に同じ。

3 . 手続情報

審査基準 : 貨物運送取扱事業法第 2 8 条第 2 項、第 4 6 条第 2 項

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)